職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって(談話)

令和 4 年10月18日 山梨県人事委員会 委員長 信田 恵三

本日、本委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告するとともに、給与の改定について勧告を行いました。

職員給与と民間給与を比較したところ、本年4月の月例給については、職員給与が民間給与を797円 (0.21%) 下回る結果となり、本委員会としては、給料表の水準を人事院勧告に準じて引き上げることが適当であると判断いたしました。

また、特別給については、職員の年間支給月数が民間の支給割合を0.10月分下回っていることから、その均衡を図るため、年間支給月数を0.10月分引き上げることが適当であると判断いたしました。

次に「公務運営に関する報告」では、有為な人材の確保・育成、能力・実績に基づく 人事管理、働き方改革と勤務環境の整備、定年の引上げに係る対応等の課題について言 及しています。

また、職員の皆様には長期化している新型コロナウイルス感染症対策において県民生活の安全・安心を確保するため、日々全力で職務を遂行されていることについて深く敬意を表します。今後も、使命感と高い倫理観を持って、職務に精励されることを期待いたします。

本委員会の勧告は、労働基本権の制約の代償措置として、職員の給与その他勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

県民の皆様におかれましては、この勧告の意義と、職員が行政の各分野において県政 の発展と県民福祉の向上に努めていることについて、ぜひ御理解をいただきたいと思い ます。

おわりに、本日、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行うことができましたのは、本委員会が実施した給与実態調査に対する民間事業所の皆様の深い御理解と御協力の賜物であり、改めて心より感謝申し上げます。